

一般財団法人オルトモスヘルスケア財団
役員等および選考委員の報酬等ならびに費用に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人オルトモスヘルスケア財団(以下、「当法人」という。)の定款第15条および第32条の規定に基づき、役員(理事および監事)および評議員(以下、総称して「役員等」という。)、ならびに選考委員の報酬の支給の基準および職務を執行するために必要となる費用に関する基本的な事項を定め、当法人の公正かつ適切な事業運営を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「報酬等」とは、役員等および選考委員がその職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (2)「費用」とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む。)の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第2章 報酬等および費用の支給基準等

(役員等の報酬等)

第3条 当法人は、役員等に対して、理事会または評議員会への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。

- 2 役員等の理事会または評議員会への出席に係る報酬の額は、出席の都度、一人一律2万円(法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額)とする。

(選考委員の報酬等)

第4条 当法人は、選考委員に対して、選考委員会への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。

- 2 選考委員の選考委員会への出席に係る報酬の額は、出席の都度、一人一律2万円(法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額)とする。
- 3 前項にかかわらず、奨学金または助成金の対象分野により、特殊な知識・技能を有する専門家に委員を委嘱する必要がある場合は、理事会の選任と決議を経て、別途報酬等を定めることができる。

(報酬等の支給)

第5条 報酬等は、現金をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の銀行口座に振り込んで支払うことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額および本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用の支給)

第6条 役員等および選考委員がその職務の執行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく実費相当額を支払うものとする。また、前払いを要する費用については、事前にこれを支払うことができる。

2 費用は、現金をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込んで支払うことができる。

第3章 雑則

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議を経て、別に定める。

第4章 補則

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

(施行)

1. この規程は、2025年12月1日から施行し、2025年10月1日から適用する。